

居宅介護支援サービスにかかる重要事項説明書

1.事業者

恵信りほくサポートセンター (住所) 山梨県甲斐市岩森1170-1

2.事業の目的

(目的)

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき居宅サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行います

(方針)

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立にサービスを行います。
- ② 市町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、居宅サービス事業者等との連携に努めます。

3.サービス提供事業 (ご利用事業所)

居宅介護支援	介護保険事業所番号	1971700883	
	住 所	甲斐市岩森1170-1	
	管理者名・連絡電話番号	高島 美紀	TEL 0551-28-8850
	サービス提供地域	韮崎市・甲斐市・甲府市(旧上九一色村・旧中道町は除く)	

4.ご利用事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1名
居宅介護支援専門員	3名以上 [常勤4名(含管理者)]

5.営業日・営業時間

営業日は、土・日、祝日と(12/29~1/3)を除く毎日です。

営業時間は以下の通りです。

平 日	土日曜日
8:30~17:30	休日

*営業日、営業時間以外の緊急等の連絡は「恵信りほくケアセンター(0551-28-8850)」にて受付けます。

6.サービス利用料金等

(1) 利用料金等

事業者は、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定受領サービスである時は利用料を徴収しません。

(2) サービス提供地域以外の場合の交通費

通常の事業の実施地域を越えて行なう場合の交通費は次の金額を徴収します。

片道おおむね 10 キロメートル未満 2,000 円

片道おおむね 10 キロメートル以上 4,000 円

7.苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

居宅介護支援 相談窓口	TEL 0551-28-8850	対応者(杉田 隆信)
甲斐市 長寿推進課	TEL 055-278-1693	
韮崎市 長寿介護課	TEL 0551-23-4313	
甲府市 長寿介護課	TEL 055-237-5473	
国民健康保険団体連合会	TEL 055-223-9201	

8.緊急時等の対応

サービス提供中、容態の急変が生じた場合は、速やかに主治医、救急、ご家族等へ連絡をいたします。

主治医(かかりつけ医)	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9.事故発生時の対応

- ① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行う等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとします。また、事故の状況および事故に際った処置を記録するものとします。
- ② 当該事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償するべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

10.守秘義務

- ① 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。
- ② 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。従業者でなくなった場合も同様とします。
- ③ あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

11.虐待防止のための措置

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

12.感染症対策について

事業所において感染症の発生及び蔓延しないよう、委員会の開催(1か月に1回以上)、指針整備、研修等を定期的に実施します。

13. 業務継続に向けた取り組み

感染症や非常災害等が発生した場合において、業務を継続的に実施すること、及び早期に再開するための業務継続計画(BCP)を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催します。

14. ハラスメント防止対策

職員の安全の確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメント防止指針、マニュアルの周知啓発、相談対応等に取り組んでいます。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼそうとする)行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度により傷つけおとしめる行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為

*信頼関係の下で支援させていただきたいと願っておりますが、職員へのハラスメント行為等により支援が困難であると判断した場合には契約を解除させていただくこと場合があることをご承知ください。

15. 第三者評価について

当事業所では、提供するサービスの第三者評価を実施していません。

16. 身体拘束の禁止

利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を禁止とし、やむを得ず行う場合にはその状況及び時間、その利用者的心身状態並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

17. 居宅介護支援・サービス内容

- ① 利用者が自宅において必要なサービスを適切に利用できるよう、適切な居宅介護サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等の連絡調整やその他必要な対応を行います。
- ② 居宅介護支援にあたっては、利用者的心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
- ③ 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に偏らないよう、公正中立に対応します。利用者は複数の事業所の紹介を求めることができ、ケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。当事業所におけるサービス計画に位置付けた事業所の紹介割合は、ご希望に応じて開示させていただきます。
- ④ 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の悪化防止又は要介護状態の予防に努めると共に、医療サービスとの連携についても十分に配慮いたします。尚、医療機関に入院する必要が生じた場合には介護支援専門員の氏名及び連絡先を提供するように依頼し、入院時における医療機関との連携促進に努めます。
- ⑤ 居宅サービス計画の作成後も、定期的に利用者及び家族と連絡をとり、サービス計画の実施状況、解決すべき課題を把握し、必要に応じてサービス計画の変更、サービス事業者との連絡調整やその他必要な対応を行います。

18. 担当の介護支援専門員

担当する介護支援専門員は次の者ですので、サービスについてのご相談・ご不満等があった場合にはどんなことでもお寄せください。

*担当介護支援専門員 :

連絡先: 0551-28-8850

【説明確認欄】

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて重要事項説明書の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供に同意しました。

○利用者(または代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

○上記代理人(代理人を選定した場合)又は、利用者家族代表

住 所 _____

氏 名 _____ 印

○説明者 恵信りほくサポートセンター

氏 名 _____ 印